

一定所得以下の方への生活安定に向けた生活安定化総合対策事業(3カ年事業)申請受け付けを終了します

市では、都の委託を受けて、一定所得以下の方(生活保護受給者を除く)への生活安定に向けた緊急的な総合対策事業を、20年度～22年度の3カ年を実施期間として行ってきましたが、一部を除き22年度をも

つて同事業を終了します。また、生活サポート特別貸付事業は、3月末まで申請受け付けを終了します。

就職チャレンジ支援事業利用者の訓練後の貸し付けについては、都労働相談情報センター国分寺事務所、24年2月中旬まで申請を受け付けます。

詳しくは福祉総務課福祉政策係 ☎470・7741へ。



国民健康保険70歳～74歳で一部負担金の割合が「1割」の方へ

新しい国民健康保険被保険者証 兼高齢受給者証を送付します

医療制度改革により、保険医療機関などの窓口負担が、20年4月から2割負担に引き上げられることになっていましたが、昨年度に引き続き、この見直しが凍結されました。このため、23年4月～24年3月の1年間に引き続き、1割負担に据え置かれることになりました。それに伴い、3月31日で有効期限を迎える方に新しい国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証を送付します。

この被保険者証は、原則普通郵便で送付していますが、希望する方には簡易書留郵便で送付することもできます。簡易書留郵便を希望する方は3月11日(金)までに、電話で保険年金課国保年金資格係 ☎470・7732、または市ホームページ「申請書ダウンロード」から「被保険者証

多重債務でお困りの方は一人で悩まずにご相談を「多重債務110番」を実施します

消費者センターでは下記の2日間、「多重債務110番」を実施します。多重債務でお困りの方は、一人で悩まずにご相談しましょう。

また、多重債務相談はこの期間以外でも受け付けています。いつでもご相談ください。

【日時】3月7日(月)・8日(火) 午前10時～正午、午後1時～4時

【会場】市消費者センター(市役所2階生活文化課内)

【実施形態】電話相談・来所相談(予約不要)

※通常の消費者相談も行っています。詳しくは同センター ☎473・4505へ。

0・7805)で送信してください。

有効期限にご注意を

国民健康保険被保険者証は23年10月1日に一斉更新されるため、有効期限は23年9月30日に設定されています。更新による被保険者証の有効期限は世帯の状況により異なる場合があります。有効期限が23年9月30日以前に設定されている方には、有効期限の到達に合わせて新しい被保険者証を順次送付します。

また、高齢受給者証の一部負担金の割合は、毎年8月に前年中の所得により見直されます。この判定で一部負担金割合が変更となる方については、再度変更した被保険者証を送付する予定です。

交通災害共済「ちよこつと共済」臨時受付窓口を設置します

3月5日(土)に

「ちよこつと共済」の臨時受け付けを実施します。「ちよこつと共済」(東京都市町村民交通災害共済)とは、東京都の全市町村で組織している東京都市町村総合事務組合が運営する共済制度で、会員が交通事故によりけがをした場合に、会員の皆さんの出し合った会費から見舞金を受けられる制度です。

現在、23年度分(4月1日～24年3月31日)の加入受け付けを行っています。共済の詳しい内容については、都市計画課(市役所5階)に問い合わせてください。なお、市ホームページにも掲載しています。

臨時受付窓口
【日時】3月5日(土) 午前10時～午後4時

出張受付窓口
【会場】市役所1階屋内ひろば
10時～午後4時

総合事務組合主催の出張受け付け窓口が開設されます。東久留米市民の方も申し込みができますので、ご利用ください。

【日時】3月12日(土) 午前10時～午後4時

【会場】田無駅前アスタ2階センターコート
詳しくは都市計画課街路交通計画係 ☎470・7768へ。

募集

健康増進事業の嘱託保健師、嘱託保健師・臨時保健師、臨時看護師を募集します。

【雇用期間】4月1日～24



【勤務時間】①嘱託保健師 月16日。午前8時半～午後5時15分 ②臨時保健師 臨時看護師 月3～5日。時間変則あり

【勤務場所】健康課(わくわく健康プラザ内)

【報酬】市規定による

【募集人数】若干名

申し込みは3月11日(金)までに、履歴書(写真添付)と資格証明書の写しを健康課(わくわく健康プラザ内)へ持参してください。書類選考と面接の上、決定します。

詳しくは同課保健サービス係 ☎477・0022へ。



退職したときには国民年金の手続きを

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、厚生年金保険や共済組合などに加入している場合を除き、ご自身で国民年金に加入し、国民年金保険料の納付が必要です。

会社などを退職し、厚生年金保険や共済組合に加入しなくなった方は、保険年金課(市役所1階)で国民年金第1号への加入の届け出を行ってください。

退職日の翌日に再就職し、厚生年金保険や共済組合に加入する方は、市への届け出は不要です。また、退職日の翌日から、厚生年金保険や共済組合に加入してい

る方の被扶養配偶者となる場合は、配偶者の勤務先を通じて国民年金第3号被保険者となる手続きを行ってください。

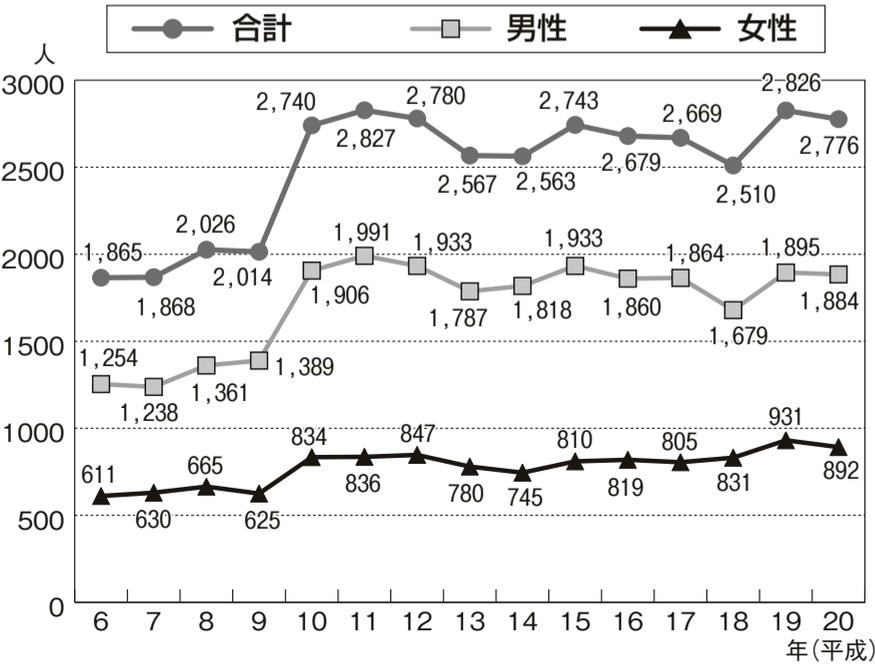
国民年金第1号への加入後、経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、免除制度(全額免除・一部免除)および学生納付特例・若年者納付猶予制度があります。これらの制度は前年の所得による審査があります。免除制度を利用する場合は、本人以外に配偶者、世帯主の所得の審査もあります。ただし、退職や失業による免除などの申請は、通常であれば審査の対象となる退職者本人の所得を除外して審査が行われます。対象は、申請する年度または前年度において、退職(失業)の事実がある場合となります。

詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411または市保険年金課 ☎470・7732へ。

都内の自殺者数の推移

平成10年を境に、都内の自殺者数は急増し、それ以降高い水準で推移しています。

自殺者の推移(東京都)



自殺防止！東京キャンペーンを実施「気づいてください！体と心の限界サイン」

この機会に、こころの重荷を誰かに話してみませんか。

詳しくは都福祉保健局保健政策課自殺総合対策担当 ☎03・5320・4310へ。

特別相談を実施します

- 東京都自殺相談ダイヤル～こころのいのちのほっとライン～
3月7日(月)～13日(日) 午後2時～翌朝午前6時(受け付けは翌朝午前5時半まで)
☎0120・270556(フリーダイヤル)
上記の期間以外は ☎0570・087478
- 自殺予防いのちの電話
3月10日(木) 午前8時～翌朝午前8時
☎0120・738・556(フリーダイヤル)
- 自死遺族のための電話相談
3月7日(月)～9日(水) 午前10時～午後10時
☎03・5988・7778(全国自死遺族総合支援センター)
3月10日(木)～13日(日) 午前10時～午後10時
☎03・3796・5453(グリーンケア・サポートプラザ)
- 多重債務110番
3月7日(月)・8日(火) 午前9時～午後4時
☎03・3235・1155(東京都消費生活総合センター)

